

附属書 I 第七条 1 に規定する措置に関する留保

1 締約国の表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関し当該締約国が付する留保について、第七条 1 の規定に従って記載するものである。

- (a) 第二条（内国民待遇）
- (b) 第三条（最恵国待遇）
- (c) 第六条（特定措置の履行要求の禁止）

2 留保には、次の事項を記載する。

- (a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
- (b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
- (c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。
- (d) 留保の種類。「留保の種類」には、1 に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。

- (e) 措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正され、継続され、又は更新されている措置であり、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。
- (f) 概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を記載する。
- 3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。留保は、当該留保が付されるこの協定の関連規定に照らして解釈する。「措置」は、他の全ての事項に優先する。
- 4 この附属書の適用上、
  - (a) 「J S I C」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。
  - (b) 「C P C」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）の番号をいう。
  - (c) 「I S I C」とは、全経済活動の国際標準産業分類の第三版（国際連合、ニューヨーク、千九百九十

年)の番号をいう。

日本国の表

一	分野	農林水産業(植物育成者権)
小分野	J S I C ○ 一 一 九 その他の耕種農業	J S I C ○ 一 一 九 その他の耕種農業
産業分類	J S I C ○ 二 四 三 山林種苗生産サービス業	J S I C ○ 二 四 三 山林種苗生産サービス業
	J S I C ○ 四 一 三 藻類養殖業	J S I C ○ 四 一 三 藻類養殖業
	J S I C ○ 四 一 五 種苗養殖業	J S I C ○ 四 一 五 種苗養殖業
	内国民待遇(第二条)	内国民待遇(第二条)
	留保の種類	留保の種類
	措置	最恵国待遇(第三条)
	種苗法(平成十年法律第八十三号)第十条	種苗法(平成十年法律第八十三号)第十条
概要	日本国内に住所及び居所(法人にあつては、営業所)を有しない外国人は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することができない。	日本国内に住所及び居所(法人にあつては、営業所)を有しない外国人は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することができない。
(a) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所(法人にあつては、営業所)を有する国が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーブで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の当事国である場合	(a) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所(法人にあつては、営業所)を有する国が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーブで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の当事国である場合	(a) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所(法人にあつては、営業所)を有する国が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーブで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の当事国である場合

<p style="text-align: center;">二</p>	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要</p>	<p>金融業 銀行業 J S I C 六二二 銀行（中央銀行を除く。） J S I C 六三一 中小企業等金融業 内国民待遇（第二条） 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条 預金保険制度は、日本国の管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。当該制度は、外国銀行支店が受け入れる預金については、対象としない。</p>	<p>(b) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下「千九百七十八年のUPOV条約」という。）の当事国である場合又は千九百七十八年のUPOV条約第三十四条(2)の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のUPOV条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合</p> <p>(c) その者の属する国が、日本国の国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認める国（その国の国民に対し日本国が植物育成者権その他植物育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国の国民に対し当該保護を認める国を含む。）であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合</p>
--------------------------------------	--	--	---

三	四
分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要
熱供給業  J S I C 三五一一 熱供給業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	情報通信業 電気通信業 J S I C 三七〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 三七一一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） J S I C 三七三一 電気通信に附帯するサービス業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条 1 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。

	五
	分野 小分野 産業分類
<p>2 (a) 日本国の国籍を有しない自然人          (b) 外国政府又はその代表者          (c) 外国の法人又は団体</p> <p>2 日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。</p>	<p>情報通信業</p> <p>電気通信業及びインターネット付随サービス業</p> <p>J S I C 三七一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）</p> <p>J S I C 三七二 長距離電気通信業</p> <p>J S I C 三七九 その他の固定電気通信業</p> <p>J S I C 三七二 移動電気通信業</p> <p>J S I C 四〇一 インターネット付随サービス業</p> <p>注 J S I C 三七一、三七二、三七九、三七二又は四〇一の下での活動のうち留保の対象となる活動は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の規定に基づく登録が求められるものに限られる。</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット</p>
	概要

七	六	
分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	
製造業 皮革及び皮革製品製造業 J S I C 一一八九 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業 J S I C 一六九四 ゼラチン・接着剤製造業 J S I C 一九二 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業 J S I C 二〇一一 なめし革製造業 J S I C 二〇二一 工業用革製品製造業（手袋を除く。）	製造業 医薬品製造業 J S I C 一六五三 生物学的製剤製造業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。「生物学的製剤製造業」とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。	付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

八	
分野 小分野	留保の種類 措置 概要
船舶の国籍に関する事項	<p>内国民待遇（第二条）</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p> <p>J S I C 二〇三一 革製履物用材料・同附属品製造業</p> <p>J S I C 二〇四一 革製履物製造業</p> <p>J S I C 二〇五一 革製手袋製造業</p> <p>J S I C 二〇六一 かばん製造業</p> <p>J S I C 二〇七 袋物製造業</p> <p>J S I C 二〇八一 毛皮製造業</p> <p>J S I C 二〇九九 その他のなめし革製品製造業</p> <p>J S I C 三二五三 運動用具製造業</p> <p>注1 J S I C 一一八九又は三二五三の下での活動のうち留保の対象となる活動は、皮革及び皮革製品製造業に関連するものに限られる。</p> <p>注2 J S I C 一六九四の下での活動のうち留保の対象となる活動は、動物系接着剤（にかわ）及びゼラチン製造業に関連するものに限られる。</p>

十	九	
分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	産業分類 留保の種類 措置 概要
<p>石油業</p> <p>J S I C 〇五三 原油・天然ガス鉱業</p> <p>J S I C 一七二一 石油精製業</p> <p>J S I C 一七二二 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）</p>	<p>鉱業</p> <p>J S I C 〇五 鉱業、採石業、砂利採取業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章</p> <p>日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。</p>	<p>内国民待遇（第二条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条</p> <p>日本国の船舶は、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立された会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の上二分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。</p>

	留保の種類 措置	概要
	<p>内国民待遇（第二条）</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。もつとも、エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他の全ての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。</p>	<p>J S I C 一七四一 舗装材料製造業</p> <p>J S I C 一七九九 その他の石油製品・石炭製品製造業</p> <p>J S I C 四七一 倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。）</p> <p>J S I C 四七二 冷蔵倉庫業</p> <p>J S I C 五三三 石油卸売業</p> <p>J S I C 六〇五 ガソリンスタンド</p> <p>J S I C 六〇五二 燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。）</p> <p>J S I C 九二九九 他に分類されないその他の事業サービス業</p> <p>注1 J S I C 一七四一、一七九九、四七一、四七二又は六〇五二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、石油業に関連するものに限られる。</p> <p>注2 J S I C 九二九九の下での活動のうち留保の対象となる活動は、液化石油ガス産業に関連するものに限られる。</p>

十二	十一
分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類
警備業  J S I C 九二三一 警備業	<p>農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書Ⅱの日本国の表の七の項で規定されているものを除く。）</p> <p>J S I C 〇一 農業</p> <p>J S I C 〇二 林業</p> <p>J S I C 〇三 漁業（水産養殖業を除く。）</p> <p>J S I C 〇四 水産養殖業</p> <p>J S I C 六三二四 農業協同組合</p> <p>J S I C 六三二五 漁業協同組合、水産加工業協同組合</p> <p>J S I C 八七一 農林水産業協同組合（他に分類されないもの）</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書Ⅱの日本国の表の七の項で規定されているものを除く。）への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>

	留保の種類 措置 概要	内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
十三	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	運輸業 航空運輸業 J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 四六一一 航空運送業 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。

<p>6 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。</p> <p>5 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>4 外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>3 日本国の航空運送事業者又は日本国の航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等の会社は、2(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であつて当該航空運送事業者又は当該会社の株式を所有するものからその名称及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより2(d)に掲げる法人に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。</p> <p>2 外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>1 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(a) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(b) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(c) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人</p> <p>(d) 航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等の会社についても適用する。</p>	

分野	小分野	産業分類	留保の種類	措置	概要
運輸業	航空運輸業	J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 四六二一 航空機使用業（航空運送業を除く。）	内国民待遇（第二条）	特定措置の履行要求の禁止（第六条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用事業への投資を行うおうとする外国投資家について適用する。 2 航空機使用事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。
					(a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許



十七	
分野 小分野	小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要
運輸業 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。）	<p>貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。）</p> <p>J S I C 四四四一 集配利用運送業</p> <p>J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。）</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>最恵国待遇（第三条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで</p> <p>貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）</p> <p>次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人</p>

十八	
分野	<p>産業分類</p> <p>J S I C 四四四一 集配利用運送業</p> <p>J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。）</p> <p>留保の種類</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>最恵国待遇（第三条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>措置</p> <p>貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで</p> <p>貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）</p> <p>概要</p> <p>1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人</p> <p>2 1 (a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。</p>
運輸業	

	十九
小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要
鉄道業 J S I C 四二一 鉄道業 J S I C 四八五一 鉄道施設提供業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。	運輸業 道路旅客運送業 J S I C 四三一一 一般乗合旅客自動車運送業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これら

		<p>の製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされな い。</p>
二十	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類</p>	<p>運輸業 水運業 J S I C 四五二 沿海海運業 J S I C 四五三 内陸水運業 J S I C 四五四二 内航船舶貸渡業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする 外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日 本国内の港の間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸 渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。</p>
二十一	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類</p>	<p>運輸業 水運業 内国民待遇（第二条）</p>

一	二十二	
分野 小分野	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	措置 概要
製造業 飲料の製造	<p>上水道業</p> <p>J S I C 三六一一 上水道業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>	<p>最恵国待遇（第三条）</p> <p>船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条</p> <p>日本国の法律又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国の船籍を有しない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。</p>

ミャンマー連邦共和国の表

二		
措置	留保の種類	産業分類
措置	留保の種類	産業分類
<p>外国投資法（二十二年）第四条(f)</p> <p>外国投資規則（二十三年）第五条</p>	<p>内国民待遇（第二条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p>	<p>ISIC 一五五一 アルコールの蒸留、精留及び混合</p> <p>発酵原料からのエチルアルコールの製造</p> <p>ISIC 一五五三 麦芽酒及び麦芽の製造</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>外国投資法（二十二年）第四条(f)</p> <p>外国投資規則（二十三年）第五条</p> <p>ミャンマー投資委員会告示第一号（二十三年）「ミャンマーの市民との合弁企業の形式でのみ許可される経済活動の表」第六及び第七</p> <p>外国投資家は、ミャンマーの市民との合弁企業の形式でのみ、麦芽、麦芽酒及び非炭酸飲料の製造及び販売並びに全ての種類のアルコール飲料及び非飲料用アルコールの蒸留、混合、精留、瓶詰及び販売の分野で投資が認められる。</p>
<p>製造業</p> <p>清涼飲料並びに炭酸及び非炭酸飲料の製造</p> <p>ISIC 一五五四 清涼飲料水の製造</p> <p>鉱水の生産</p>	<p>内国民待遇（第二条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>外国投資法（二十二年）第四条(f)</p> <p>外国投資規則（二十三年）第五条</p>	<p>ISIC 一五五三 麦芽酒及び麦芽の製造</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>外国投資法（二十二年）第四条(f)</p> <p>外国投資規則（二十三年）第五条</p> <p>ミャンマー投資委員会告示第一号（二十三年）「ミャンマーの市民との合弁企業の形式でのみ許可される経済活動の表」第六及び第七</p> <p>外国投資家は、ミャンマーの市民との合弁企業の形式でのみ、麦芽、麦芽酒及び非炭酸飲料の製造及び販売並びに全ての種類のアルコール飲料及び非飲料用アルコールの蒸留、混合、精留、瓶詰及び販売の分野で投資が認められる。</p>

	三
概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要
<p>ミャンマー投資委員会告示第一号（二十十三年）「関係省庁による推薦を受けて許可される経済活動の表」第五（二）</p> <p>外国投資家は、二十パーセント以上の国内の原材料を使用し、及び工場の完成から三年の後は、六十パーセント以上の国内で収穫された原材料を使用するとの条件を満たす場合に限り、清涼飲料並びに炭酸及び非炭酸飲料の製造に関連する事業への投資が認められる。</p>	<p>製造業</p> <p>たばこ及びたばこ製品の製造</p> <p>ISIC 一六〇〇 たばこ製品の製造</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>外国投資法（二十十二年）第四条(f)</p> <p>外国投資規則（二十十三年）第五条</p> <p>ミャンマー投資委員会告示第一号（二十十三年）「関係省庁による推薦を受けて許可される経済活動の表」第五（四）</p> <p>外国投資家は、その製品の九十パーセントを輸出するという条件を満たし、かつ、事業の開始から三年の期間は(a)五十パーセント以上の国内で生産されたたばこ葉を使用する又は(b)国内で生産されたたばこ葉を輸出することにより得られる収入の少なくとも五十パーセントを利用して輸入したたばこ葉であればこ葉であれば使用することができるという条件を、四年目以降は国内で生産されたたばこ葉を輸出することにより得られる収入の少なくとも五十パーセントを利用して輸入したたばこ葉であれ</p>

五	四	
分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置	概要	
製造業 医薬品の製造 I S I C 二四二三 医薬品、医療用の化学薬品及び植物製品の製造 内国民待遇（第二条） 外国投資法（二千十二年）第四条(b)及び(f) 外国投資規則（二千十三年）第五条	概要 外国投資家は、ミャンマーの市民との合弁企業の形式でのみ、パルプ、紙及び板紙の製造に関する事業への投資が認められる。 「ミャンマーの市民との合弁企業の形式でのみ許される経済活動の表」第十六及び第十七	ば使用することができるという条件を満たす場合にのみ、たばこ及びたばこ製品の製造に関連する事業への投資が認められる。

七		
分野 小分野	概要  措置 留保の種類	概要
製造業 新聞発行业	<p>概要</p> <p>外国投資家は、エネルギー省による推薦を条件として、石油精製及び精製活動に関連する活動への投資が認められる。</p> <p>「関係省庁による推薦を受けて許可される経済活動の表」第九</p> <p>外国投資法（二千十二年）第四条(f)</p> <p>外国投資規則（二千十三年）第五条</p> <p>ミャンマー投資委員会告示第一号（二千十三年）「関係省庁による推薦を受けて許可される経済活動の表」第九</p>	<p>投資が認められる。</p> <p>外国投資家は、ミャンマーの市民との合弁企業の形式でのみ、伝統的な医薬品の製造の分野への投資が認められる。</p> <p>「ミャンマーの市民との合弁企業の形式でのみ許可される経済活動の表」第二十三</p> <p>ミャンマー投資委員会告示第一号（二千十三年）</p>
	産業分類 留保の種類	
	<p>精製石油の製造</p> <p>精製石油の製造に関連するサービス</p> <p>ISIC 二三二〇 精製石油の製造</p> <p>CPIC 八八四五〇 コークス、精製石油及び核燃料の製造（料金又は契約に基づくもの）</p> <p>内国民待遇（第二条）</p>	
	六	
	小分野	
	製造業	
	七	

八	
分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置	概要 産業分類 留保の種類 措置
分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 林業及び林業に付随するサービス 堅材（注1）の生産及び自然林（注2）からの堅材採取 林業に付随するサービス ・ 自然林からの原木伐採 ・ 保護地域システム（注3） I S I C 〇二〇〇 林業、伐採及び関連サービス活動 C P C 八八一四〇 林業及び伐採に付随するサービス 内国民待遇（第二条） 外国投資法（二千十二年）第四条(c)	記録媒体の複製 I S I C 二二二二 新聞、雑誌及び定期刊行物の発行 I S I C 二二三〇 記録媒体の複製 内国民待遇（第二条） 外国投資法（二千十二年）第四条(f) 外国投資規則（二十三年）第五条 ミャンマー投資委員会告示第一号（二十三年）「関係省庁による推薦を受けて許可される経済活動の表」第十三 外国投資家は、情報省による推薦がある場合に限り、新聞、雑誌及び定期刊行物の発行並びに記録媒体の複製に関連する事業への投資が認められる。

九	
分野 小分野	概要
漁業 海洋魚類、エビ類及び他の水生生物に関する漁業 魚類、甲殻類及び軟体動物の船上における加工に関連するサービス並びに他の関連サービス並びに海産物の採捕	<p>外国投資規則（二十十三年）第七條</p> <p>ミャンマー投資委員会告示第一号（二十十三年）「関係省庁による推薦を受けて許可される経済活動の表」第三（一）、（五）及び（九）</p> <p>外国投資家は、環境保護・林業省による推薦を条件として、国立公園、保全され、又は保護された公有林における長期間にわたる原木伐採（チーク材を除く。）及び人工林の設立に関連する事業への投資が認められる。</p> <p>注1 堅材は、非単子葉の被子植物である樹木による材木及びその樹木自体を表すものとして使用される。堅材は、一般に広葉樹であり、温帯及び亜寒帯では主として落葉樹であるが、熱帯及び亜熱帯では主として常緑樹である。</p> <p>注2 自然林は、一定程度管理されているか又は管理されていないとみられる森林を指す。そのような森林は、相当な期間人為的な関与がない場合に原生林としての基本的構造を形成するとみられる。</p> <p>注3 保護地域システムは、特に生物多様性、天然資源及びこれに関連する文化的資源を保護することを目的として、法的又は他の効果的な手段により管理される陸地又は水域を指す。（国際自然保護連合（IUCN）、千九百九十四年）</p>

十	
産業分類	<p>淡水魚の採捕に関連するサービス      検疫、水産物の養殖及び加工の品質管理並びに養殖のための飼料、薬品及び化学薬品の供給に関するサービス      I S I C 〇五〇〇 漁業、ふ化場操業、養殖      C P C 八八二〇〇 漁業に付随するサービス      内国民待遇（第二条）      外国投資法（二十十二年）第四条(j)及び第五条      ミャンマー海洋漁業法（千九百九十年）第二章及び第五章      外国漁船の漁業権に関する法律（千九百八十九年）第六条</p>
留保の種類	<p>概要</p>
措置	<p>外国投資法に基づいて又は合弁企業により組織的な形で漁業に関連する事業を実施することを希望する外国投資家は、所定の申請形式に基づいて漁業局長に免許を申請しなければならない（「漁業」には、魚類の採捕、養殖、探査、調査、栽培、繁殖、加工、輸送、貯蔵及び販売を含む。）。</p> <p>国外に居住する者又はその代理人が、ミャンマーの排他的経済水域（領海の外側）において漁業を行うことを希望する場合には、所定の申請形式に基づいて漁業局に申請しなければならない。</p>
産業分類	<p>鉱業及び土石採取業      天然ガスの探査及び採掘      石油の探査及び採掘      I S I C 一一一〇 原油及び天然ガスの採掘</p>
分野	
小分野	

	十一
留保の種類 措置	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置
<p>特定措置の履行要求の禁止（第六条） 外国投資法（二十二年）第四条(f) ミャンマー投資委員会告示第一号（二十三年）「関係省庁による推薦を受けて許可される経済活動の表」第九（二）</p> <p>概要 外国投資家は、当該外国投資家とエネルギー省との間の生産物分与契約によって課される次の要求に従うことを条件として、天然ガス及び石油の探査及び採掘に関連する事業への投資が認められる。 取締役会は、七人の構成員により構成され、ミャンマー側から四人が選出され、そのうちの一人が議長となるとともに、外国投資家側から三人が選出されなければならない。</p>	<p>鉱業及び土石採取業に付随するサービス 天然ガスの探査及び採掘に関連するサービス 石油の探査及び採掘に関連するサービス C P C 八八三〇〇 鉱業に付随するサービス 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 外国投資法（二十二年）第四条(f) 外国投資規則（二十三年）第五条 ミャンマー投資委員会告示第一号（二十三年）「関係省庁による推薦を受けて許可される経済活動の表」第九（二）</p>

十二	<p>概要</p> <p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>留保の種類</p> <p>措置</p> <p>概要</p>	<p>概要</p> <p>外国投資家は、ミャンマー政府又はミャンマーの市民との合弁企業の形式でのみ、天然ガス及び石油の探査及び採掘に関連するサービスへの投資が認められる。</p> <p>外国投資家は、当該外国投資家とエネルギー省との間の生産物分与契約によって課される次の要求に従うことを条件として、天然ガス及び石油の探査及び採掘に関連する事業への投資が認められる。</p> <p>取締役会は、七人の構成員により構成され、ミャンマー側から四人が選出され、そのうちの一人が議長となるとともに、外国投資家側から三人が選出されなければならない。</p> <p>運輸業</p> <p>国内航空運輸サービス及び国際航空運輸サービス</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>外国投資法（二千十二年）第四条(f)</p> <p>外国投資規則（二千十三年）第五条及び第三十五条</p> <p>ミャンマー投資委員会告示第一号（二千十三年）「ミャンマーの市民との合弁企業の形式でのみ許可される経済活動の表」第三十五及び第三十六</p> <p>外国投資家は、運輸省の承認を条件として、ミャンマー航空又はミャンマーの市民との合弁企業の形式でのみ、国内航空運輸サービス及び国際航空運輸サービスに関連する事業への投資が認められる。</p>
----	---	---

十三	十四
分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置
<p>運輸業</p> <p>内水旅客・貨物運輸業</p> <p>CPC 七二二一 内水旅客運輸サービス</p> <p>CPC 七二二二 内水貨物運輸サービス</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>外国投資法（二十十二年）第四条(f)</p> <p>外国投資規則（二十三年）第五条</p> <p>ミャンマー投資委員会告示第一号（二十三年）「ミャンマーの市民との合弁企業の形式でのみ許可される経済活動の表」第三十七</p> <p>外国投資家は、運輸省の承認を条件として、ミャンマーの市民との合弁企業の形式でのみ、旅客及び貨物についての内水運送サービスに関連する事業への投資が認められる。</p>	<p>金融業</p> <p>銀行業、証券業及び保険業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>ミャンマー金融機関法（千九百九十年）第十三条及び第十四条</p> <p>証券取引法（二十三年）第七条及び第八条</p> <p>保険業法（千九百九十六年）第五章</p> <p>外国投資家は、ミャンマー金融機関法、証券取引法及び保険業法の下に関連規則に従い、金融分</p>

十五	
分野 小分野	
郵便及び電気通信サービス 郵便サービス クーリエ・サービス 電気通信サービス 音声電話サービス パケット交換データ伝送サービス 回線交換データ伝送サービス テレックス・サービス 電信サービス ファクシミリ・サービス 専用回線サービス 電子メール・サービス ボイスメール・サービス 情報及びデータベースのオンラインでの検索サービス 電子データ交換（EDI） 高度・付加価値ファクシミリ・サービス（蓄積交換型及び蓄積読出型を含む。）	野（銀行サービス、証券サービス及び保険サービス）への投資が認められる。 注 この協定の第七条1(d)は、ミャンマー金融機関法、証券取引法及び保険業法の関連規則が発 出された後にのみ、適用する。

十六			
産業分類 小分野 分野	産業分類	留保の種類 措置	概要
運輸業 道路運送業 C P C 七一一 旅客運送業	コード及びプロトコルの変換 情報及びデータのオンラインでの処理（トランザクション処理を含む。） C P C 八四三 データ処理サービス C P C 七五一 郵便サービス C P C 七五二 クーリエ・サービス C P C 七五二 公衆電話サービス C P C 七五二 商業的ネットワークサービス C P C 七五三 データ及びメッセージ伝達サービス C P C 七五九 他の電気通信サービス 内国民待遇（第二条） 外国投資法（二十二年） 第四条(f) 外国投資規則（二十三年） 第五条 ミヤンマー投資委員会告示第一号（二十三年） 「関係省庁による推薦を受けて許可される経済活動の表」第八（一）及び（二）	外国投資家は、通信・情報技術省の承認がある場合に限り、国内及び国際郵便サービス並びにネットワーク及びネットワーク・サポート・サービスに関連する事業への投資が認められる。	

十八	十七	
分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要	留保の種類 措置 概要
国際貿易業	<p>林業に付随するサービス 木材の輸出</p> <p>ISIC 〇二〇〇 林業（伐採及び関連するサービス活動）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>環境保護・林業省告示第二十六号（二十十三年）</p> <p>原木の輸出は、二十十四年四月一日から禁止される。全ての種類の木材は、加工された形で輸出されなければならない。</p>	<p>CPC 七一一二 貨物運送業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>外国投資法（二十十二年）第四条(f)</p> <p>外国投資規則（二十十三年）第五条</p> <p>ミャンマー投資委員会告示「経済活動の種類の新分類」「関係省庁による推薦を受けてミャンマーの市民との合弁企業の形式でのみ許可される経済活動の表」第六（六）</p> <p>外国投資家は、鉄道省の同意を条件として、ミャンマー政府又はミャンマーの市民との合弁企業の形式でのみ、道路運送業に関連する事業への投資が認められる。</p>

	十九
留保の種類 措置 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 概要
<p>内国民待遇（第二条）</p> <p>ミャンマー会社法（千九百十四年）第二十七条のA第一項</p> <p>外国人は、ミャンマーにおいて国際貿易業を行うことは認められない。ただし、製造業を行う場合には、ミャンマー会社法二十七条のA第一項に従って、当該製造業に必要な限度において国際貿易業を営むことが認められる。</p>	<p>全ての分野（国際貿易業を除く。）</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>ミャンマー会社法（千九百十四年）第二十七条のA第一項</p> <p>全ての外国企業（単独出資か合弁企業かを問わない。）及びその支店又は代表事務所は、事業活動を行うための許可を得なければならない。</p> <p>当該許可は、国家計画・経済開発省による更なる審査が必要である場合を除くほか、申請の提出から二十四時間以内に、登録証明書とともに付与されなければならない。当該許可は、五年ごとに更新されなければならない。</p>

附属書Ⅱ 第七条2に規定する措置に関する留保

1 締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第七条2の規定に従って記載するものである。

(a) 第二条（内国民待遇）

(b) 第三条（最恵国待遇）

(c) 第六条（特定措置の履行要求の禁止）

2 留保には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であつて、該当する国内産業分類又は国際産業

分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

- (d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。
  - (e) 概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。
  - (f) 現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。
- 3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。「概要」は、他の全ての事項に優先する。
- 4 この附属書の適用上、「J S I C」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

日本国の表

一	分野 小分野 産業分類 留保の種類	全ての分野  内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
---	----------------------------	--

	二
<p>概要</p> <p>現行の措置</p>	<p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>留保の種類</p> <p>概要</p> <p>現行の措置</p>
<p>日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。</p> <p>(a) ミャンマー連邦共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。</p> <p>(b) ミャンマー連邦共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。</p> <p>(c) 後継企業の取締役、理事又は役員国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。</p>	<p>全ての分野</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>指定された企業又は政府機関にのみ認められている日本国における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売がこれらの指定された企業若しくは政府機関以外に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業若しくは政府機関が非商業的な原則に基づいて運営されなくなる場合には、日本国は、これらの活動に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>

三	四
分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置
全ての分野  内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 補助金については、ミャンマー連邦共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。	航空宇宙産業 航空機産業 宇宙開発産業  内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

六	五
<p>分野 小分野</p> <p>産業分類 留保の種類</p> <p>概要</p>	<p>分野 小分野</p> <p>産業分類 留保の種類</p> <p>概要</p> <p>現行の措置</p>
<p>エネルギー産業 電気業 ガス業 原子力産業</p> <p>内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を</p>	<p>武器・火薬産業 武器産業 火薬類製造業</p> <p>内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条</p>

	七
現行の措置	分野 小分野 産業分類
<p>留保する。</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条</p>	<p>漁業</p> <p>領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業</p> <p>J S I C ○三一 海面漁業</p> <p>J S I C ○三二 内水面漁業</p> <p>J S I C ○四一 海面養殖業</p> <p>J S I C ○四二 内水面養殖業</p> <p>J S I C 八〇九三 遊漁船業</p> <p>内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。</p> <p>(a) 水産資源の採取を伴わない調査</p> <p>(b) 集魚</p>

	八
<p>現行の措置</p>	<p>分野 小分野 産業分類</p>
<p>(c) 漁獲物の保蔵及び加工 (d) 漁獲物及びその製品の輸送 (e) 漁業に使用される他の船舶への補給</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条</p>	<p>情報通信業 放送業</p> <p>J S I C 三八〇 管理、補助的経済活動を行う事業所 J S I C 三八一 公共放送業（有線放送業を除く。） J S I C 三八二 民間放送業（有線放送業を除く。） J S I C 三八三 有線放送業</p> <p>内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p>

十	九	
概要 分野 小分野 産業分類 留保の種類	概要 産業分類 留保の種類 現行の措置	
<p>法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス</p> <p>内国民待遇（第二条）          最恵国待遇（第三条）          特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保</p>	<p>土地取引に関する事項</p> <p>内国民待遇（第二条）          最恵国待遇（第三条）</p> <p>政令により日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、その外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。</p> <p>外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条</p>	<p>電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第五条          放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第九十三条、第一百六条、第二百二十五条、第二百五十九条及び第六十一条</p>

ミャンマー連邦共和国の表

	<p>現行の措置</p>
<p>除、社会保障又は社会保険、社会福祉、初等教育及び中等教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>	<p>一</p>
<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要</p>	<p>全ての分野（土地所有権）</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>第二条の規定は、土地所有権及び土地（注）に関連する天然資源に影響を及ぼす措置については適用されない。土地は、国家により所有される。ただし、ミャンマー投資委員会の承認に従い、政府が所有する土地、政府の各省庁又は政府機関が所有する土地並びにミャンマーの市民が所有する私有地については、事業及び産業の種類並びにその規模により、最長で五十年の期間まで賃貸することが認められ、連続して二回、十年の期間を延長することができる。</p> <p>農地法は、所有権を認めないが、土地の使用権を付与する土地利用証明書について規定する。農地の使用権を有する者は、次の権利を有する。</p> <p>(a) 当該農地を占有する権利、当該農地を使用する権利及びこれらの権利から生ずる利益を享有する権利</p> <p>(b) 定められた条件に従って、当該農地の全体又は一部を売却し、担保とし、賃貸し、交換し、又は譲渡する権利</p>

- 
- 
- 
- (c) 当該農地の使用権の相続に関連して紛争が発生した場合において、既存の法律に従って関連する裁判所の決定を受け入れる権利
- (d) 定められた条件に対する違反がないことを条件に、当該農地を使用する権利
- (e) 当該農地における農業の発展のため、村落共同組合又は民間投資家の投資とともに共通の利益のために当該農地を使用する権利
- (f) ミャンマー連邦共和国の外国投資法に従って、外国人又は外国人を含む組織と共に、共通の利益のために当該農地を使用する権利
- 土地に関する税及び土地使用税は、国家によって決定される。
- 空地・休閒地・未開墾地管理法は、農業、畜産業及び関連する経済事業のために、次の期間について許可する。
- (a) 農業に関する事業については、
- (i) 多年生作物及び果樹の栽培に対し、許可された年から起算して三十年を超えない期間を認める。
- (ii) 季節性作物に対し、定められた条件に対する違反がないことを条件として認める。
- (b) 畜産業に関する事業については、許可された年から起算して三十年を超えない期間を認める。
- (c) 事業の種類により、許可された期間が満了した後、合計で三十年を超えない期間の間複数の延長が認められる。
- (d) 鉱物生産に関する事業については、連邦政府鉱業省との調整により、許可が与えられる。
- (e) 政府によって認められた他の適法な事業については、連邦政府の関係省庁との調整の下で、許可が与えられる。
-

二	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置	現行の措置  空地・休閒地・未開墾地管理中央委員会は、事業の種類に従い、空地、休閒地及び未開墾地を耕作し、及び使用する権利を得た者が支払う担保金の額を決定する。 事業の種類及び作物の種類により、空地、休閒地及び未開墾地の耕作及び使用に係る土地使用税の税率及び土地使用税の免税期間は、空地・休閒地・未開墾地管理中央委員会が決定する。 外国人及び外国人を含む機関による投資は、ミャンマー投資委員会の承認に基づいて行うことができる。 注 この留保の適用上、土地には、住宅地、商業用地、工業用地及び農業・畜産用地を含む。 不動産移転規制法（千九百八十七年） 農地法（二千十二年）第三章及び第九条(a)から(f)まで 空地・休閒地・未開墾地管理法（二千十二年）第四章第十一条(a)から(e)まで並びに第五章第十三条及び第十四条  全ての分野  内国民待遇（第二条） 外国投資家は、事業の開始の年から起算して最初の二年間は二十五パーセント以上、次の二年間は五十パーセント以上、三番目の二年間は七十五パーセント以上のミャンマーの市民の技能労働者、技術者及び従業員を雇用しなければならない。 外国投資法（二千十二年）第二十四条(A)
---	---	--

四		分野	<p>三 分野 小分野</p>
サービス業	<p>製造業 自然林の管理及び維持 伝統的な医薬品の製造 人力による原油採掘（深度千フィートまで） 中小規模の鉱業生産（注） 伝統的な薬草の生産及び栽培 半製品及び鉄鉱の卸売 伝統的な食品の生産 宗教に関連する資材及び設備の製造 伝統的及び文化的な資材及び設備の製造 手工芸による製造</p> <p>注 「中小規模の鉱業生産」とは、大規模かつ多額の投資及び特別な技術的ノウハウを必要としない鉱業生産をいう。</p> <p>内国民待遇（第二条） ミャンマーは、外国投資法に従い、小分野に掲げる事業をミャンマーの市民に対してのみ許可する権利を留保する。 外国投資法（二十二年）第四条 外国投資規則（二十三年）第七条及び表I</p>	<p>産業分類 留保の種類 概要 現行の措置</p>	

五	
分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要	小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置
農業に関する事業 指定された農業に関する事業 内国民待遇（第二条） ミャンマーは、外国投資が、国内の農産品の生産者に対し経済的な悪影響を生じさせ得る限りに	民間の伝統的な病院 伝統的な薬草原料の取引 伝統的な医薬品の研究及び研究所 救急運送サービス 高齢者のための保健センターの設立 鉄道に係る飲食店契約、貨物運送契約並びに清掃及び管理契約 小規模の代理店サービス テレホンボックス以下の発電 ミャンマー語を含む各民族の言語による定期刊行物の発行及び配布 内国民待遇（第二条） ミャンマーは、外国投資法に従い、小分野に掲げるサービスをミャンマーの市民にのみ許可する権利を留保する。 外国投資法（二千十二年）第四条 外国投資規則（二千十三年）第七条及び表Ⅰ

七	六	
分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置	現行の措置
<p>漁業</p> <p>領海における漁業に関する事業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>ミャンマーは、内水及び領海内における漁業に関する事業をミャンマーの市民に対してのみ許可する権利を留保する。</p>	<p>内国民待遇（第二条）</p> <p>ミャンマーは、外国投資が、国内の畜産物の生産者に対し経済的な悪影響を生じさせ得る限りにおいて、外国投資法の下で、外国投資家に対して禁止される畜産に関する事業の分野を指定する権利を留保する。</p> <p>外国投資法（二千十二年）第四条</p> <p>外国投資規則（二千十三年）第九条及び表Ⅲ</p>	<p>において、外国投資法の下で、外国投資家に対して禁止される農業に関する事業の分野を指定する権利を留保する。</p> <p>外国投資法（二千十二年）第四条</p> <p>外国投資規則（二千十三年）第八条及び表Ⅱ</p>

	現行の措置	外国投資法（二千十二年）第四条(j) 外国投資規則（二千十三年）第十条並びに表IV（一）及び（二）
--	-------	--